

名古屋市上下水道局管理規程第18号

名古屋市上下水道局職員の勤務時間及び休暇に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第23号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

第9条の2第6項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

第14条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、「、前項」を削り、「により年次休暇」の次に「（前項ただし書の規定によるもの（以下「時間年休」という。）を除く。）」を加え、同項を同条第2項とし、同条第4項中「第7項」を「第6項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項中「第4項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第7項を第6項とし、第8項を第7項とし、第9項を第8項とする。

第18条第2項中「第7項及び第9項」を「第6項及び第8項」に、「同条第7項」を「同条第6項」に改める。

第19条中「及び第14条第2項から第4項まで」を「並びに第14条第2項及び第3項」に、「第7条第5項各号」を「第7条第5項」に改める。

第21条中「（名古屋市旅費条例施行規則（昭和27年名古屋市規則第40号）別表第2をいう。）」及び「（在勤地内等旅費規則（昭和42年名古屋市規則第3号）別記様式をいう。）」を削る。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。